

総合事業 通所型サービスのチェック表（従前相当サービス、緩和型A）

指定申請に係る添付書類一覧【新規・更新 共通版】

事業所名	(※通所型サービス)
------	------------

番号	添付書類	参考様式等	確認欄	従前相当	緩和型A	市ホームページ掲載番号	主なチェックポイント（事業所の記載や添付のミス等が目立つ点）
1	指定(更新)申請書	第1号様式 第2号様式		○	○	311(新規) 312(更新)	指定年月日、○印などの漏れ、松阪市指定の様式を使用しているか。
2	指定申請に係る添付書類一覧（当該様式）			○	○	302	当該様式(掲載番号302)の添付漏れ
3	付表 通所型サービス(従前相当、緩和した基準A)指定に係る記載事項	付表2		○	○	318	当該様式(掲載番号318)の添付漏れ、事業所名を記載、管理者の氏名・住所等が記載されているか。面積は図面等で確認したか。従業者の員数などが「321の一覧表」や「運営規程」と一致しているか。○印などの漏れ、松阪市指定の様式を使用しているか。
4	事業所の運営規程	参考例		○	○	355,357	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(総合事業)の記述が入っているか。
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※1）	参考様式1		○	○	321	常勤・非常勤の選択記述漏れ、従業者の員数などと一致しているか。（兼務については、同じ人が従前相当の管理者と生活相談員と介護職員を兼務(ただし生活相談員と介護職員の勤務曜日は異なる)し、さらに同一施設なら緩和Aの管理者と生活相談員と介護職員を兼務してもOK)
6	従業者の資格者証、修了証等の写（※2）(※3)			○	○		管理者・看護職員・機能訓練指導員の資格者証、生活相談員の資格者証(一定の資格がない場合は、掲載番号330の様式を添付)、ただしデイの介護職員は資格いらなため不要。また管理者は特別な資格は必要とされていない。
7	生活相談員の経歴書	参考様式12		▲		330	社会福祉士、社会福祉士主任任用資格、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の資格を有しない場合は、必要。
8	看護職員の確保に係る病院等の設置者との契約書の写（病院等との連携により看護職員を確保する場合）			▲			
9	従事予定の確認票（管理者及び従業者）(※3)(※4)	参考様式13		○	○	331	資格が必要な職員は必要。デイの介護職員は資格いらなため、従事予定の確認票も不要（資格が必要な別職種と兼務している人は、別職種として従事予定の確認票は必要）。サービス種類に「第1号通所事業」が記載されているか。従事する勤務形態は、勤務形態一覧表と一致しているか。
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6		○	○	325	
11	サービス提供実施単位一覧表	参考様式7		○	○	326	
12	事業所の設備等に係る項目一覧表（設備・備品等一覧）	参考様式5		○	○	324	
13	平面図、写真方向図、写真(カラー)(※5)（写真:外観、玄関、食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室、トイレ等）	参考様式3		○	○	323	従前相当と緩和Aを一体的に行う場合、平面図の図面上、一応の目安となる区切り線(境界)を入れること。更新の場合も、○(要提出)です
14	建築・消防に係る検査済証等の写、又は関係部署との協議書等（※6）	協議書参考例		○	○	332	更新の場合も、○(要提出)です
15	三重県食品衛生規則第13条に基づく届出又は食品衛生法第57条に基づく届出の写（※7）			▲	▲		
16	申請者の履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）(※4)			○	○		総合事業の記述が入っているか。(介護保険法に基づく第1号事業。または介護保険法に基づく第1号通所事業。既に「老人デイサービス事業」(※老人福祉法に基づくもの)となっている記述なら、総合事業関連の記述は追加しなくて良い)
17	誓約書（介護保険法に基づく欠格要件に該当しない旨）	参考様式9-1 -②(予防)		○	○	327	
18	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ／介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・居宅介護支援)			○		341	
19	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書（※8）			▲			

備考 摘要欄に「○」印を付した欄の添付書類は、必ず添付してください。  
摘要欄に「▲」印を付した欄の添付書類は、必要に応じて添付してください。  
添付書類は、番号順に並べてください。

- ※1 事業の開始予定月について記載してください。
- ※2 職務に従事するために必要な資格者証等のコピーを添付してください。  
結婚等により、現在の姓と資格者証等の姓が異なる場合は、戸籍抄本、運転免許証の裏書、年金手帳のコピー等、改姓の状況が確認できるものを添付してください。
- ※3 介護職員、病院等との連携により確保する看護職員については不要です。
- ※4 市への提出は原本1部で結構です。
- ※5 食堂・機能訓練室については、内寸を記載し、基準上必要な面積(内法)が確認できるようにしてください。
- ※6 建築基準法、消防法に係る検査等を必要とする工事を行った場合は、検査済証等のコピーを添付してください。  
検査等は不要の場合も、予め関係部署に協議を行い、その結果を協議書(様式任意)として添付してください。
- ※7 厨房業務に係る保健所への届出書、又は保健所からの許可証のコピーを添付してください。  
(厨房業務を外部委託する場合は、委託業者の届出書又は許可証。)
- ※8 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する場合は必要です。  
関係様式一式を添付してください。

	従前の通所介護相当(従前相当)	通所型サービスA(緩和型A)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上</li> <li>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※ 利用定員10人以下の場合、看護職員を置かないことも可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 ~15人専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 (松阪市は、15人~利用者1人に専従0.1人以上)</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・虐待防止の措置</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (従前の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・虐待防止の措置</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>